

第8章 屋外広告物の表示などに関する事項

8-1. 基本的な考え方

屋外広告物法第2条第1項において規制の対象となる「屋外広告物」とは、“常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板や立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板など、建物その他の工作物などに掲出され、または表示されたものなど”をいい、営利的なもの、非営利的なものどちらも該当します。

屋外広告物は、壁面広告や野立て広告物などの典型的な広告だけでなく、はり紙やのぼり、ネオンサイン、アドバルーン、建物などに投影される画像までも含んだ幅広いものであり、今後、時代の進展とともに表示や掲出の形態も一層多様化することが予想されます。

良好な風景づくりのために、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置については、周辺環境との調和はもとより安全性を確保するという視点も重要となります。

特に、野立て広告の掲出は、ドライバーの注意を削ぎ交通事故の要因になることから、交差点部における屋外広告物の掲出について配慮が必要です。

また、観光客の目にふれることの多い摩文仁地区や主要幹線道路沿い、さらには糸満市の顔となる字糸満地区（景観形成地区）においては、地域の風景の特性に配慮した色彩とし規模や数量などに対しても配慮します。

8-2. 屋外広告物に関する景観誘導指針

前述の基本的な考え方に基づき、屋外広告物の表示または設置に関する景観誘導指針を次のとおり定めます。

なお、現在糸満市においては沖縄県が制定する「沖縄県屋外広告物条例」に基づく規制を行っていますが、今後、前述の基本的な考え方を具体化していくために市民や事業者の意識向上を図りながら、県条例の中での禁止区域の設定や独自の屋外広告物条例の制定など状況に応じて段階的に取り組みを行っていきます。

■糸満市の屋外広告物に対する景観誘導指針

広告物の規模

- ・屋外広告物のデザインは、地域特性や周辺の風景との調和を図るとともに広告物の面積、高さ、数量は必要最小限とする。
- ・複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる限り集約化する。
- ・主要な交差点などに案内表示や屋外広告物を掲出する場合は、できるだけ共同化・集合化を図る。
- ・のぼり旗などの簡易広告物については過度な数量の掲出を避け、また周辺環境や建築物と調和したものとする。

周囲との調和

- ・街なみの風景を引き立たせる質の高いデザインとするよう努める。
- ・建築物、工作物に付属させるタイプの広告物については、周辺環境や当該建築物、工作物との調和を図り、壁面の大部分を広告物が占めることがないように配慮する。
- ・スカイラインを乱す屋上広告物は、表示又は設置しないよう努める。
- ・野立て看板が田園地帯や山間部の自然の風景を阻害しないように配慮する。

色彩や光の使い方

- ・屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、融和するものとする。
- ・動光、点滅照明、そのほかこれらに類似するものは設置しないよう努める。
- ・反射効果のあるもの、電光表示装置などを用いて映像を映し出すものは、表示又は設置しないよう努める。

設置の制限

- ・景観重要公共施設への指定を検討する国道 331 号をはじめとした市内の主要幹線道路については、眺望に配慮する道路として位置づける。
- ・南山城跡跡や具志川城跡などの文化財を有するエリアにおいては、史跡地の風景との調和の観点から屋外広告物の掲出の制限を行う。